

税 第 1202001 号  
令和 7 年 12 月 2 日

事業主 各位

豊後高田市長 佐々木 敏夫

令和 8 年度（令和 7 年分）給与支払報告書の提出について（お願い）

平素より本市行政運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、毎年 1 月 1 日現在において給与の支払いをする事業主（給与支払者）で、所得税を源泉徴収する義務がある場合は、法人・個人を問わず給与支払報告書を作成し、従業員等の方が 1 月 1 日現在に居住している市区町村に提出していただく必要があります。

この給与支払報告書は個人住民税の賦課徴収に関して大変重要な書類となりますので、業務多忙の折とは存じますが、別添記載要領により、給与支払報告書の総括表及び個人明細書を作成の上、下記期日までにご提出くださいようお願い申し上げます。

\* この文書は、前年に給与支払報告書を提出していただいた事業主の方等にお送りしております。  
該当する従業員等がいない場合は、総括表および個人別明細書の提出は不要です。

記

## 1 提出方法

- (1) 電子的方法による提出 ⇒ e L T A X (エルタックス) または光ディスクで提出してください  
(2) 書面による提出 ⇒ 下記の書類を提出してください
- ①総括表 … 1 部  
②個人別明細書 … 1 人につき 1 部のみ提出  
③普通徴収仕切り紙 … 特別徴収できない従業員等がいる場合のみ提出

※貴事業所で作成した総括表を使用される場合や、税理士事務所等に給与支払報告書の作成及び提出を依頼している場合も、豊後高田市作成の総括表を必ず同封してください。

※個人事業主の方は、個人番号の記入と併せて、提出時に①番号確認書類（マイナンバーカード又は、通知カードなど）及び②身元確認書類（マイナンバーカード又は、運転免許証など）による本人確認が必要となります。郵送による提出や代理の方が提出する場合は、写しを同封してください。

## 2 提出期限について

令和 8 年 2 月 2 日（月） ※令和 8 年 1 月 23 日（金）までの早期提出にご協力をお願いします。

## 3 提出先について

〒879-0692

大分県豊後高田市是永町39番地3 豊後高田市役所 税務課 市民税係

## 4 対象者について

令和7年中に給与（給料、賃金、賞与、俸給など）を支払った従業員（短期雇用者、アルバイト・パート等を含む）全員が対象となりますので、給与支払額の多少に関わらず、令和8年1月1日現在の居住している市区町村に提出してください。

また、令和7年中に退職された方の分は、退職時に居住していた市区町村に提出してください。

## 5 主な留意事項

### （1）書面で提出する場合

- ・総括表は、同封の「豊後高田市提出用」を使用してください。なお、貴事業所で作成した総括表を使用される場合や税理士事務所等に給与支払報告書の作成及び提出を依頼している場合も、豊後高田市作成の総括表を必ず同封してください。

※訂正箇所がありましたら、朱書きで加筆訂正をお願いします。

※普通徴収理由内訳書の提出または記載のないときは原則として特別徴収として取り扱います。

- ・青色事業専従者給与に該当する場合は、種別欄又は摘要欄に「専従」と記入をお願いします。

### （2）e L T A X（エルタックス）で提出する場合

- ・従業員等が普通徴収者の場合は普通徴収の欄に、青色事業専従者に該当する場合は青色専従者の欄に必ずチェックをお願いします。
- ・特別徴収ができない普通徴収対象者の給与支払報告書を提出する場合は、普通徴収理由内訳書の添付または、個人明細書の摘要欄へ略号等（A～E）の入力が必要です。普通徴収の理由が確認できない場合は原則として特別徴収対象者として取り扱います。

### （3）光ディスク等の電子媒体で提出する場合

総括表および普通徴収理由内訳書に必要事項を記載のうえ、電子媒体と併せて提出してください。

## 6 給与支払報告書等のe L T A X利用について

e L T A X（エルタックス）はインターネットを利用して地方税の手続（申告・申請・納付など）を行うことができる地方税のポータルシステムです。

電子納付（地方税共通納税システム）も可能ですので、ぜひ利用のご検討をお願いいたします。

- ・**特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の電子データ（副本）は廃止されました。**

令和6年度より電子データ（副本）は廃止しました。これまで書面と電子データ（副本）の両方を受け取ることが可能でしたが、書面または電子データのどちらかを選択することになります。

詳しい利用手順や手続きについては、e L T A Xヘルプデスクまでお問い合わせください。

e L T A Xウェブサイト … <https://www.eltax.lta.go.jp/>

e L T A Xのよくある質問 … <https://eltax.custhelp.com/>

### 【問い合わせ先】

〒879-0692

豊後高田市是永町39番地3

豊後高田市役所 税務課 市民税係

TEL0978-22-3100

# 1 総括表及び個人住民税の普通徴収理由内訳書の書き方

## 【記入例】

豊後高田市長様													指 定 番 号	
													99999999	
①	令和 年 月 日 提出													
	事業種目 卸小売業													
②	受給者総員 100人													
	特別徴収対象者 20人													
③	普通徴収対象者(退職者) 3人													
	普通徴収対象者(退職者を除く) 2人													
④	報告人員の合計 25人													
	同上													
同上													所轄税務署	宇佐税務署
同上													給与の支払方法及びその期日	月給/15日払
同上													納入書の送付	必要 不要
同上													前職・他社分給与を含んでいる報告書がありますか？	
同上													はい いいえ	
同上													受付番号	※市処理欄
同上													豊後高田市御玉114番地	
同上													電話 879-0692	
同上													代表取締役 高田 花子	
同上													所属：人事課 氏名：豊後 花子 電話：0978-22-3100 (内線) 1501	
同上													連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	
同上													関与税理士等の氏名及び電話番号	

個人住民税の普通徴収理由内訳書		
○普通徴収分個人明細書を提出される場合は、下記「個人住民税の普通徴収理由内訳書」のB～E欄に該当人数を記入してください。（理由Aの場合は人数の記入は必要ありません。）		
○記入のない場合は、特別徴収として取り扱われますので、ご注意ください。		
略号	理由	人數
A	事業所全体の従業員が2人以下である	1人
B	他の事業所で特別徴収されている（乙欄該当者を含む）	1人
C	給与から税額が引ききれない	人
D	給与が毎月支給されていない、もしくは不定期（例：年俸一括払い、日払い、事業車従者など）	2人
E	退職者・退職予定者	2人
普通徴収合計人數		5人

- ① 『給与支払者の個人番号又は法人番号』欄には、給与支払者が法人の場合は法人番号（13桁）を、個人事業主の場合は個人番号（マイナンバー）（12桁）を右詰めで記入してください。
- ② 『フリガナ』欄には、必ずカタカナでフリガナをつけてください。
- ③ 『所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称』欄には、給与支払者と給与事務を実際に行っている事務所等が異なる場合に記入してください。
- ④ 『連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号』欄には、照会に対応する職員の所属、氏名、そして電話番号を記入してください。
- ⑤ 『受給者総人員』欄には、令和8年1月1日現在において事業所で給与等の支払をしている従業員等の総人員（豊後高田市以外に住所がある従業員も含み、退職者を除きます）を記入してください。
- ⑥ 『報告人員』欄には、豊後高田市に報告する人数を特別徴収分と普通徴収分に分けて、それぞれの個人別明細書の人数を記入してください。また、個人別明細書の提出枚数と合致するか必ず確認してください。
- ⑦ 『納入書の送付』欄には、市県民税の特別徴収税額の納付に際して、納入書が必要か不要か、該当する方を○で囲んでください。「不要」を選択した場合、納入書は送付しませんのでご注意してください。
- ⑧ 前職・他社分給与を含んでいる報告書があるかどうか、はい・いいえの該当する方を○で囲んでください。
- ⑨ 『個人住民税の普通徴収理由内訳書』は普通徴収の理由ごとの人数を記入し、『普通徴収合計人數』が『報告人員』欄のうち『普通徴収対象者』各欄の合計と、同じ数になるように記入してください。

## 2 個人別明細書の書き方

◎詳細につきましては国税庁発行の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」及び「年末調整のしかた」を参照してください。

### 【記入例】

※															※ 種 別		※ 整理番号		※	
支 払 を受 ける 者 所	※区分														(受給者番号)					
	① 豊後高田市御玉2114番地12 真香ハイツ201号室														(個人番号) 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1					
	(役職名)																			
	氏名 (フリガナ) タカダ タロウ 高田 太郎																			
種 別			支 払 金 額			給与所得控除後の金額			所得控除の額の合計額			源泉徴収税額								
給料・賞与			内 7,074,500			円 5,267,050			円 5,124,604			内 0			円 0					
③ (源泉)控除対象配偶者の有無等	老人	配偶者(特別)		控除の額			控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)			④ 扶養親族の数		障害者の数 (本人を除く。)		⑤ 障害者(本人を除く。)の数						
		特 定	老 人	内 1 人	内 1 人	内 3 人	内 2 人	内 5 人	内 1 人	内 1 人	内 2 人									
有 徒 有		内 380,000	人 徒 人	内 1 人	内 1 人	内 3 人	人 徒 人	人 徒 人	人 徒 人	人 徒 人	人 徒 人	人 徒 人	人 徒 人	人 徒 人						
○		内 380,000	人 徒 人	内 1 人	内 1 人	内 3 人	人 徒 人	人 徒 人	人 徒 人	人 徒 人	人 徒 人	人 徒 人	人 徒 人	人 徒 人						
特定親族特別控除の金額			社会保険料等の金額			生命保険料の控除額			地震保険料の控除額			住宅借入金等特別控除の額								
⑥ 1,140,000	内 1,084,604	内 120,000	内 50,000	内 7,100	内 0	内 0	内 0	内 0	内 0	内 0	内 0	内 0	内 0	内 0	内 0					
(摘要) 前職: 豊後高田市御玉113番地 有限会社住民税建設 令和7年3月31日退職 支払金額: 200,000円 源泉徴収税額: 2,000円 社会保険料: 52,000円															⑦					
(1)高田五郎 (30) (2)高田六郎(01) (3)高田市子(年少)																				
生命保険料 の金額の 内訳		新生命保険料 の金額		180,000	円 180,000	円 100,000	旧生命保険 料の金額	90,000	円 90,000	新個人年金 保険料の金額	360,000	円 360,000	旧個人年金 保険料の金額	180,000	円 180,000					
住宅借入金等 特別控除適用数 の額の内訳		住宅借入金等 特別控除適用数 の額の内訳		2	居住開始年月 日(1回目)	年 31	月 1	日 10	住宅借入金等 特別控除区分 (1回目)	住 (特)	住宅借入金等 特別控除区分 (1回目)	住 (特)	住宅借入金等 特別控除区分 (1回目)	11,500,000	円 11,500,000					
住宅借入金等 特別控除可能額 の額の内訳		住宅借入金等 特別控除可能額 の額の内訳		205,000	居住開始年月 日(2回目)	年 4	月 8	日 20	住宅借入金等 特別控除区分 (2回目)	住 (特)	住宅借入金等 特別控除区分 (2回目)	住 (特)	住宅借入金等 特別控除区分 (2回目)	9,000,000	円 9,000,000					
(源泉・特別) 控除対象 配偶者		(フリガナ) 氏名		タカダ ハナコ	区分	配偶者の 合計所得		0	国民年金保険 料等の金額	176,460	円 176,460	旧長期損害 保険料の金額	19,600	円 19,600						
個人番号		0 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2						0	基礎控除の額	630,000	円 630,000	所得金額 調整控除額		円 0						
控除対象扶養親族		(フリガナ) 氏名		タカダ イチロウ	区分	01	1	1	(フリガナ) 氏名	タカダ ブンコ	区分		5人目以降の控除対象扶養 親族の個人番号							
1		個人番号		1 1 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	6			1	個人番号	9 9 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8	8		(1)555678901234							
2		(フリガナ) 氏名		タカダ ジロウ	区分	10	歳 未 満	2	(フリガナ) 氏名	タカダ ココ	区分		(2)666789012345							
3		個人番号		2 2 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	3			3	個人番号	9 9 9 1 2 3 4 5 6 7 8 9	9		5人目以降の16歳未満の 扶養親族等の個人番号							
4		(フリガナ) 氏名		タカダ サブロウ	区分	1	扶 養 親 族	4	(フリガナ) 氏名	タカダ タカコ	区分		(3)999456789012							
個人番号		3 3 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		4	個人番号	9 9 9 2 3 4 5 6 7 8 9 0	1	個人番号	9 9 9 3 4 5 6 7 8 9 0 1	1	個人番号	9 9 9 3 4 5 6 7 8 9 0 1	1							
未成年者		外 死 亡 國 人 退 職 災 害 人 横 欄		乙	本人が障害者 特 別 者	寡 そ の 他	ひ と り 親	勤 労 学 生	就 職 退 職	年 月 日	元 号	年 月 日	⑪ 中途就・退職 ⑫ 受給者生年月日							
支 払 者		個人番号又は 法人番号		9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 2 3	(右詰で記載してください。)															
支 払 者		住所(居所) 又は所在地		大分県豊後高田市御玉114番地																
支 払 者		氏名又は名称		市税株式会社																
(電話) 0978-22-3100																				

① 『住所』欄について

受給者本人に確認のうえ、1月1日現在（退職者は退職時）に実際に住んでいる住所地を記入してください。  
アパート名・部屋番号等についても正確に記入してください。

② 『(個人番号)』・『(役職名)』・『氏名』各欄について

受給者の個人番号（マイナンバー）、役職名、フリガナ、そして氏名を記入してください。

③ 『(源泉) 控除対象配偶者の有無等』欄について

控除対象配偶者（年末調整を行っていない場合は、源泉控除対象配偶者）を有する場合は「○」を付してください。

「○」を付していない場合は控除対象配偶者として取り扱いません。

④ 『16歳未満扶養親族の数』欄について

16歳未満（年少扶養親族）の方を扶養する場合、その人数を必ず記入してください。

※住民税の非課税限度額等の判定に必要となります。

⑤ 『非居住者である親族の数』欄について

源泉控除対象配偶者、控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者、控除対象扶養親族及び特定親族のうちに非居住者がいる場合並びに16歳未満の扶養親族のうちに国内に住所を有しない方がいる場合には、その人数を記載してください。

※国外居住扶養親族に係る扶養控除又は障害者控除の適用を受けるためには「親族関係書類」及び「送金関係書類」を所得税の源泉徴収義務者に提出又は提示することが義務付けられています。詳しくは「年末調整のしかた」をご確認ください。

⑥ 『特定親族特別控除の額』について

特定親族特別控除の合計額を記入してください。

※親族等の合計所得金額が58万円以下の場合又は123万円を超える場合は、特定親族特別控除の適用を受けることはできません。

⑦ 『(摘要)』欄について

ア 中途就職などで、前職分の給与等を通算して年末調整を行った場合は、前職分に係る所在地、名称、退職日、支払金額、所得税及び復興所得税の合計額、社会保険料の金額などを記入してください。

※記入がない場合は、前職分は未算入として取り扱います

イ 控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合には、その扶養親族の氏名を記入してください。また、氏名の前には括弧書きの数字を付し、『5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号』及び『5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号』欄に記入する個人番号（マイナンバー）との対応関係が分かるようにしてください。

ウ 租税条約の適用を受ける場合は、別途市役所に「租税条約に関する届出書（写し）」を提出のうえ、該当条項を「○○租税条約○○条適用」などと赤書きしてください。

⑧ 『(源泉・特別) 控除対象配偶者』欄について

控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者のフリガナ、氏名、そして個人番号（マイナンバー）を記入してください。

また、その配偶者が非居住者である場合には、『区分』欄に「○」を付してください。

※『区分』欄の記入方法につきまして、詳しくは「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご確認ください。

⑨『控除対象扶養親族』及び『16歳未満の扶養親族』の各欄について

ア 扶養親族のフリガナ、氏名、そして個人番号（マイナンバー）を記入してください。

イ 扶養親族が非居住者である場合には、次表の分類に応じて『区分』欄も記入してください。

控除対象扶養親族等の分類	記載方法
非居住者（30歳未満又は70歳以上）	01
非居住者（30歳以上70歳未満、留学生）	02
非居住者（30歳以上70歳未満、障害者）	03
非居住者（30歳以上70歳未満、38万円以上送金）	04

※『区分』欄の記入方法につきまして、詳しくは「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご確認ください。

ウ 特定親族特別控除の適用を受けた場合は、特定親族各人別の特定親族特別控除の額に応じて、区分の欄に次のように記載してください。

特定親族特別控除の額	区分 (特定親族が居住者)	区分 (特定親族が非居住者)	合計所得金額
63万円	10	11	58万円超 85万円以下
61万円	20	21	85万円超 90万円以下
51万円	30	31	90万円超 95万円以下
41万円	40	41	95万円超 100万円以下
31万円	50	51	100万円超 105万円以下
21万円	60	61	105万円超 110万円以下
11万円	70	71	110万円超 115万円以下
6万円	80	81	115万円超 120万円以下
3万円	90	91	120万円超 123万円以下

⑩『5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号』及び『16歳未満の扶養親族の個人番号』の各欄について

それぞれ扶養親族が5人以上いる場合には、その扶養親族の個人番号（マイナンバー）を記入してください。

また、個人番号（マイナンバー）の前には括弧書きの数字を付し、『（摘要）』欄に記入した扶養親族との対応関係が分かるようにしてください。

⑪『中途就・退職』欄について

年の途中に就職や退職（死亡退職も含む）をした場合は、その年月日を記入してください。

※退職日に記入漏れがあると、退職者でも特別徴収となる場合がありますのでご注意ください。

⑫『受給者生年月日』欄について

本人特定に必要なため、給与受給者の生年月日を必ず記入してください。

⑬『支払者』の『個人番号又は法人番号』欄について

給与支払者の個人番号（マイナンバー）又は法人番号を右詰めで記入してください。